

[事案 29-331] 入院・手術給付金支払請求

・平成 30 年 5 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして給付金の支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がん罹患し、約 3 か月間入院したため、平成 21 年 8 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 給付金の支払事由を公的に認定された治療法に限定する旨の約款の規定はなく、契約時の説明もなかった。
- (2) 本入院中の治療は医師の専門的知見に基づく医療判断により実施されたもので、多くの治療効果も報告されており、治療効果が認められないと決めつけることはできない。
- (3) 本入院は教育入院ではなく、医師の管理のもと入院治療が行われていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款に定める「入院」とは、主治医の診断のみならず、入院時の医学水準・医療的常識に照らして、客観的・合理的に必要な入院に限られる。
- (2) 申立人の受けた治療は、医学的な有効性に疑義のある一般的でない治療であり、本入院は、入院時の医学水準・医療的常識に照らして、客観的・合理的に必要な入院であるとはいえない。
- (3) 本入院は、自宅で独自の療法を継続できるようにするための教育目的の入院であり、同入院期間中、常に医師の管理下において治療に専念しなければならないほどの医師による治療の必要性や自宅等での治療の困難性が客観的に認められる状態にあったともいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、諸事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。